

裁判員制度三年後の見直しに向け Part I

『荒廃のカルテ』 2

修くん(仮名)と長くつきあってきたことで感じたこと 思うこと

講師 明良 佐藤さん(元児童養護施設職員)

日時 2011年5月19日(木) 18:30~20:30

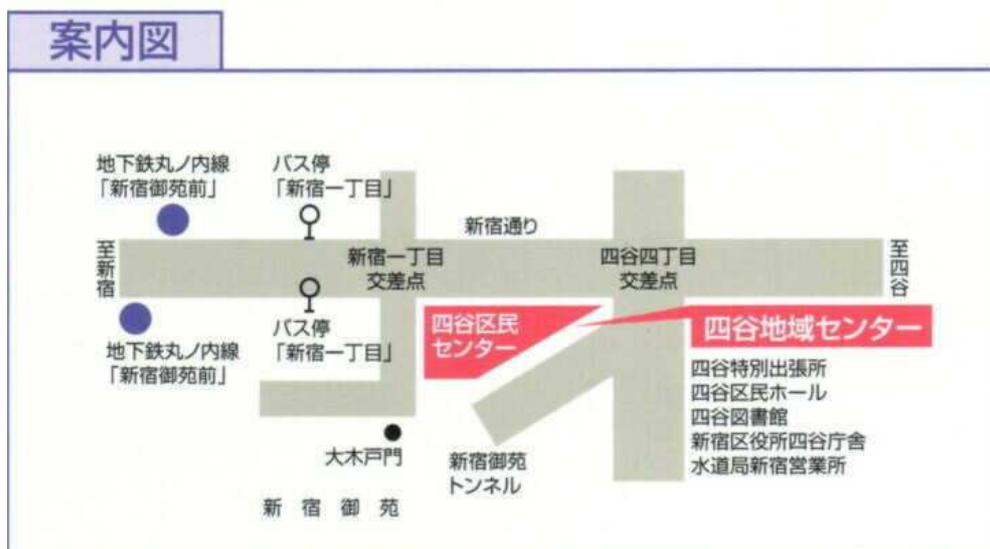
場所 四谷地域センター11階第4集会室(新宿区内藤町87番地)

少年事件の裁判員裁判が続くなか、少年といえどもおとなと同じに裁くべきという傾向が強まり、少年刑事裁判全体が少年の育ちを大切にするという少年法の視点がどんどん薄れてきています。「裁判員制度三年後の見直し」の時期がせまってきています。子どもと法・21はきたる「見直し」において、少年事件は裁判員裁判にむいているのか、どうしたらよいのか等を考える学習会を継続しています。まず3回にわたって、『荒廃のカルテ』(裏面参照)をもとに学習しています。

『荒廃のカルテ』第二弾は、修くん(仮名)が育った施設の元職員で、裁判中も、そして裁判が終わった後も、現在も、修くんをサポートしている明良さんからお話をうかがいます。

修くんはどのような環境で育ったのか、その修くんが人との関わりのなかでどのように変わっていくか……。そして、社会は……。明良さんと一緒に学び考えませんか。

(参加費 500円)



『荒廃のカルテ』

女子大生を強姦しようとして死に至らしめ無期懲役を宣告された少年の出生と生き立ちを徹底的に追跡したのが『荒廃のカルテ—少年鑑別番号 1589』（横川和夫さん編著 1985年）です。

少年の重大事件は裁判員裁判の対象となっています。裁判員裁判でも少年法の理念や趣旨は尊重されなければなりません。しかし、現実にはそれはほとんど省みられない傾向にあります。

死刑の判決が出た石巻事件につき、『荒廃のカルテ』の編著者の横川和夫さんは語ります。

「数多くの少年事件を追跡取材してきた私にとって、判決要旨で犯行態様などが異常で、非人間的で、残酷であると記されていればいるほど、それだけ被告の少年は幼少期から大切にされず、想像を絶する虐待を受けて成長してきた。そのため人間を信頼し、相手の気持ちを思いやる力も心情も育たないまま、ちょっとしたはずみで犯行に及んだのだと想像してしまう。殺人の加害者ではあるが、見方を変えれば被告は虐待の被害者で、時間はかかるだろうが立ち直る可能性が大きいのではないか、という少年法に沿った意見は出なかったのだろうか。」

「裁判員制度三年後の見直し」の時期がせまってきました。子どもと法・21はきたる「見直し」において、少年事件は裁判員裁判にむいているのか、どうしたらよいのか等を考える学習会を継続します。まず、3回にわたり、『荒廃のカルテ』の関係者をお呼びして学びます。

なお、『荒廃のカルテ—少年鑑別番号 1589』の単行本は共同通信から、また文庫として新潮文庫から発刊されていましたが、現在は絶版です。アマゾンなどで古本は入手可能です。本を読んでもなくてもお話をうかがうだけで十分に学べます。

